大阪府教職員親睦会連合会関係文書公開請求拒否決定審査請求事案(番号 29)

審査会の結論		諮問実施機関(大阪府教育委員会)の判断は妥当である。		
行政文書公開請求	請求日	令和2年5月27日		
		1. 大阪府教職員親睦会連合会と大阪府の関係がわかる文書		
	請求内容	2. 大阪府教職員親睦会連合会による引去金を、大阪府の給与システムによって		
		控除できる根拠がわかる文書		
		3.大阪府教職員親睦会連合会による引去金について、別添のとおり、○○銀行		
		代理人弁護士 ○○氏と、大阪府との間で持たれた話し合いの内容がわかる文		
		書		
		令和2年6月10日付け教福第1131号による公開請求拒否決定。		
		【公開請求を拒否する理由】		
	 実施機関	本件公開請求の行政文書の存在または不存在を明らかにすることは、条例第9		
	夫加俄国 の	条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることになる ****		
	決定	ため。 【備考】		
		本決定は、本件公開請求のうち、「3.大阪府教職員親睦会連合会による引去		
		金について、別添のとおり、○○銀行代理人弁護士○○氏と、大阪府との間で持		
		たれた話し合いの内容がわかる文書」に係る決定です。		
	請求日	令和2年6月12日		
	趣旨	処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。		
		請求文書3.について、条例第9条第1号を根拠に公開を拒否しているが、同		
		条例では「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、		
l <u>.</u> .		出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業		
審査請求書		に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人		
		識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当で		
書	理由	あると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にするこ		
		とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」をその項目としてあ		
		げており、本件請求はそれらのいずれにも該当しない。○○銀行は大阪府指定金 融機関であり、○○氏は個人としてではなく当該機関の代理人として大阪府と関		
		たいり、〇〇氏は個人としてではなく自該機関の代達人として人族的と関する。 わりを持ったものであるから、本件請求の内容も公的なものである。したがっ		
		て、条例第9条第1号には該当しない。よって不服とする。		
		1 行政文書の公開請求拒否決定の理由について		
		審査請求人は本件公開請求で「別添のとおり、○○銀行代理人弁護士○○氏		
弁明書		と、大阪府との間で持たれた話し合いの内容がわかる文書」の公開を求めてお		
		り、別添の文書には個人情報が記載されていることから、本件公開請求に含ま		
		れる個人情報を前提に、当該行政文書の存否を回答するだけで、条例第9条第		
		1 号に規定する適用除外事項に該当する情報を公開したことになるため、当該		
		行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は妥当である。		

	2 ○○氏の職及び氏名について	
	本件公開請求拒否決定において、条例第9条第1号に規定する適用除外事項	
上 弁明書	により保護の対象となるのは、○○氏の職及び氏名ではない。当該情報は、同	
71 91 6	号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるも	
	の」に当たらない。	
	* 審査請求書を援用する。	
 反論書	■ 番鱼調水青を振用する。 ■ 弁護士等の個人情報を理由に公開拒否を行ったことは不当である。個人情報の	
人	一	
	審査請求人は、令和2年7月20日付け反論書において、「個人情報のみを非開	
T / 101 = 1	示にした上で公開すべきである。」と主張するが、そもそも本件対象情報は、そ	
再弁明書 	の存否を明らかにするだけで、非公開情報を公開する結果となるのであるから、	
	公開できる部分と非公開とすべき部分を区分することはできず、審査請求人の主	
	張は失当である。	
	処分庁は、「本件対象情報はその存否を明らかにするだけで、非公開情報を公	
	開する結果となる」と主張しているが、そもそも本件公開請求別紙は、○○銀行	
	代理人弁護士から請求者に対して送付されたものである。請求者は送付された当	
再反論書	該別紙を非公開にする義務がないのであるから、これを広く頒布しても問題は無	
	く、それにより当該別紙の情報を広く一般の者が知ることは可能であるため、〇	
	○銀行代理人弁護士と大阪府の間で話し合いが持たれた事実そのものは秘匿され	
	るにあたらず、非公開情報ではない。したがって、再弁明は失当である。	
	審査請求人は、令和2年9月2日付け再反論書において、「そもそも本件公開	
	請求別紙は、○○銀行代理人弁護士から請求者に対して送付されたものである。	
	請求者は送付された当該別紙を非公開にする義務がないのであるから、これを広	
	く頒布しても問題は無く、それにより当該別紙の情報を広く一般の者が知ること	
	は可能であるため、○○銀行代理人弁護士と大阪府の間で話し合いが持たれた事	
工 4 四 本	実そのものは秘匿されるにあたらず、非公開情報ではない。」と主張する。	
再弁明書 	しかし、条例に基づく行政文書公開制度においては、請求者が誰であるかによ	
	って公開・非公開等の決定内容に差異を設けることはできないのであり、本件公	
	開請求別紙に含まれる個人情報が請求者のものであったとしても、他の請求者と	
	異なる決定を行うことはできない。(※平成23年1月27日付け大公審答申第	
	198 号参照)	
	したがって、審査請求人の主張は失当である。	
	処分庁は、「請求者が誰であるかによって公開・非公開等の決定内容に差異を	
	┃ ┃ 設けることはできない」と主張しているが、私の主張は「請求者は送付された当	
再 再 百 百 百 百 百 日	該別紙を非公開にする義務がないのであるから、これを広く頒布しても問題は無	
(2回目)	く、それにより当該別紙の情報を広く一般の者が知ることは可能であるため、○	
	 ○銀行代理人弁護士と大阪府の間で話し合いが持たれた事実そのものは秘匿され	
	るにあたらず、非公開情報ではない。したがって、再弁明は失当である。」とい	
	1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	

再反論書 (2回目)

うものである。すなわち、請求者には秘匿義務が無いため当該情報をすでに請求 者以外の者も知ることができているため、決定内容に差異を設ける必要は無く、 全ての者に対して公開を行うべきものである。よって処分庁の、「請求者が誰で あるかによって公開・非公開等の決定内容に差異を設けることはできない」との 主張は的外れであり失当である。

- 1 条例第12条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在して いるか否かを答えるだけで、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報 を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにし ないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定めており、「第10条第 1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなるとき」とは、
 - ・請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当 する情報を公開することになり(以下「要件1」という。)、
 - ・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合(以下「要件2」と いう。)をいう。

本件請求は、「大阪府教職員親睦会連合会による引去金について、別添のと おり、○○銀行代理人弁護士 ○○氏と、大阪府との間で持たれた話し合いの 内容がわかる文書」であり、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにするこ とにより、条例第9条第1号の個人情報を公開することになり、同号によって 保護すべき利益が損なわれないかを検討する。

同号の個人情報とは、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、 住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(以下「要件ア」という。)であ って、
- ・特定の個人が識別され得るもの(以下「要件イ」という。)のうち、
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの(以 下「要件ウ」という。)をいう。
- 2(1)本件請求について、要件アからウの該当性を検討する。
 - ア 本件請求の別添の文書は、○○銀行代理人弁護士 ○○氏が作成したもの であるところ、当該文書の宛先として特定の個人の住所、氏名及び文書の本 文には作成経緯が記載されており、要件ア及びイの要件に該当する。
 - イ また、住所、氏名及び作成経緯に記載されている出来事は、一般に他人に 知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件ウに該当する。
- (2) 本件請求について、要件1及び要件2の該当性を検討する。

本件請求に係る対象文書の存否を明らかにすることにより、特定の個人に 関連して、○○銀行及び大阪府との間で話合いを要する事態があったのか否 かを明らかにすることになり、個人情報を公開することになるため、要件1 に該当する。

特定の個人に関連して、○○銀行及び大阪府との間で話合いを要する事態 があったとの事実が公開されることにより、当該個人にとって精神的苦痛と

判断

	なり、名誉感情を毀打	員するおそれがあると認められ、条例第9条第1号によ	
 判 断	って保護すべき利益が損なわれるといえるので、要件2に該当する。		
十二四	以上のことから、条例第12条の要件に該当する。		
	3 よって、「審査会の結	論」のとおり答申する。	
	·令和2年5月27日	同月 24 日付け公開請求	
	・同年6月10日	公開請求拒否決定	
	・同月 12 日	審査請求	
	・同年7月13日	弁明書	
経過	・同月 20 日	反論書	
在 旭	・同年8月19日	再弁明書	
	・同年9月2日	再反論書	
	・同月 25 日	再弁明書	
	・同年 10 月 15 日	再反論書(2回目)	
	・同年 11 月 25 日	諮問	